

柳井地区広域消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

柳井地区広域消防組合 管理者 井原 健太郎

柳井地区広域消防組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、柳井地区広域消防組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、柳井地区広域消防組合女性職員活躍支援行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令61号）第2条に基づき、組合において、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、それに対する取組を実施する。

(1) 女性職員の増員

ア 目標

- ① 令和3年度から令和7年度までの5年間に、採用試験の女性受験者数を、平成27年度から令和2年度までの5年間の実績（0人）より2人以上引き上げる。
- ② 令和7年度までに、職員の女性割合を、令和2年度の実績（0.7%）より0.7%以上引き上げ、1.4%以上にする。